
平成 29 年度
監査結果の概要

平成 30 年 4 月
いわき市監査委員事務局

目 次

- 監査制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 監査等の種類と対象・・・・・・・・ P 3
- 定期監査における調査件数及び指摘件数・・・・・・・・ P 4
- 意見又は要望とした事項・・・・・・・・ P 5～6
- 行政監査・・・・・・・・ P 7
- 工事監査・・・・・・・・ P 8
- 監査事例説明会・・・・・・・・ P 9
- 平成 29 年度監査等実施日程・・・・・・・・ P 10

監査制度の概要

1 監査委員について

監査委員は、主に市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について監査するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 195 条の規定により設置され、市長から独立した立場で、行政サービスが適法であるか、効率的であるか、さらに不正がないかなど、幅広い観点から監査を実施しています。

また、監査委員は、一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の機関です。これは、監査委員がそれぞれ職権を行使する、ということを意味します。このため、複数の委員で構成されているにもかかわらず「監査委員会」という呼び方はしません。

なお、監査委員は、識見を有する者のうちから選任される識見監査委員と、議会の議員から選任される議選監査委員、合わせて 4 名で構成されており、任期は 4 年（議員のうちから選任される者にあつては議員の任期）となっています。議選監査委員の定数については、いわき市監査委員条例で 2 名となっています。

2 監査基準について

いわき市監査基準は、地方自治法等の規定に基づく監査、検査及び審査の実施、報告等に関し、監査等の目的、実施、計画の策定、報告・意見の提出、報告等の内容・公表及び措置状況の報告等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

3 監査計画について

監査計画は、いわき市監査基準に基づき、各種の監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

内容は、当該年度における重点項目、監査等の対象、実施時期などとなっています。

4 監査結果について

監査の結果については、議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

重点項目

平成 29 年度監査計画において、重点項目に位置付けた内容は次のとおりです。

- (1) 地方公共団体の内部統制体制の整備及び運用については、国の第31次地方制度調査会の中で検討されており、監査制度と密接な関連性を有することから、事務処理における内部統制の状況に着目して監査を行う。
- (2) 手数料や使用料などの収入金については、各条例に基づき担当部署がそれぞれ算定しているものであるが、算定の過程におけるチェック体制が十分になされているかに着目して監査を行う。
- (3) 補助金交付事務について、補助目的や補助金算定方法等を明らかにした「補助金交付要綱」の整備状況を確認するとともに、平成25年2月に策定した「市補助金見直し指針」に照らした執行がなされているかに着目して監査を行う。
- (4) 長期継続契約について、平成27年4月に一部改定された「長期継続契約の手引き」に照らした執行がなされているかに着目して監査を行う。
- (5) 委託契約を締結している業務について、実施すべき内容が適切に把握された上で、仕様書等に照らして適正に履行されているかを担当部署がどのように確認しているかに着目して監査を行う。
- (6) 統一的な公会計基準の導入に向け、資産管理の重要性が高まることから、重要物品（取得金額が100万円以上の備品）の管理・活用状況に着目して監査を行う。
- (7) 市が有する債権について、財務規則に基づき備えるべき債権台帳の整備状況を確認するとともに、当該台帳により債権が適正に管理されているかに着目して監査を行う。
- (8) 下水道事業、農業集落排水事業及び地域汚水処理事業については、経営の透明性を高めるため平成28年4月1日から地方公営企業法の財務規程等を適用し企業会計へ移行したことから、例月現金出納検査においては資産や損益の状況など経営管理に着目して検査を行う。

監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令）	平成 29 年度 監査等対象
監査等の範囲	
<p>(1) 定期監査（法第 199 条第 1 項、第 4 項）</p> <p>財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事業管理に関する事務</p>	<p>総合政策部、財政部、生活環境部、保健福祉部、こどもみらい部、農林水産部、議会事務局、農業委員会事務局</p> <p>※詳細は資料 P 4</p>
<p>(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項）</p> <p>財務事務以外の一般行政事務</p>	<p>テーマを選定し実施</p> <p>【市が関与する任意団体の事務管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 47 団体 <p>※詳細は資料 P 7</p> <p>定期監査に併せて実施</p> <p>【一般行政事務処理等の改善に関する要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合政策部 外 <p>※詳細は資料 P 5</p>
<p>(3) 工事監査（法第 199 条第 1 項、第 5 項）</p> <p>市発注工事が計画通りに実施されていることを調査するため、財務に関する事務（契約等）や工事技術に関する事務（工事計画、設計、積算、施工管理等）を監査 監査対象は、契約金額が 1 件 5,000 万円以上の工事の中から選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久之浜震災復興土地地区画整理事業 橋梁架替工事 <p>【担当部課】 都市建設部 都市復興推進課</p> <p>※詳細は資料 P 8</p>
<p>(4) 決算審査（法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）</p> <p>一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計、特別会計（湯本財産区特別会計も含む）及び基金決算 ・ 公営企業会計決算
<p>(5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）</p> <p>「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計、特別会計（湯本財産区特別会計を除く）決算 ・ 公営企業会計決算
<p>(6) 例月現金出納検査（法 235 条の 2 第 1 項）</p> <p>会計管理者、水道事業及び病院事業の各管理者が管理する現金等の毎月の出納</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則毎月 25 日に当該検査実施月の前月分の現金預金残高を確認 ・ 一般会計、特別会計等については、財政状況や資金運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施

定期監査における調査件数及び指摘件数

○調査件数:課等単位で調査を行った全ての件数

○指摘件数:類似内容の指摘が複数生じるときは、課等単位で1件に集約

No.	調査項目	調査件数 及び 指摘件数	監査対象部局名							合計	
			総合政策部	財政部	生活環境部	保健福祉部	こども みらい部	農林水産部	議会事務局		農業委員会 事務局
1	収入 事務	調査件数	54	2,170	35	498	8	89	0	34	2,888
		指摘件数	1	1	1	12	10	9	0	0	34
2	支出 事務	調査件数	158	177	167	210	248	107	59	7	1,133
		指摘件数	1	0	0	10	4	4	0	0	19
3	契約 事務	調査件数	35	36	80	59	24	41	5	1	281
		指摘件数	0	1	1	5	0	3	0	0	10
4	財産 管理 事務	調査件数	10	50	38	27	3	21	5	4	158
		指摘件数	0	0	0	0	0	1	0	0	1
5	特定 事項	調査件数	9	9	7	8	7	9	1	1	51
		指摘件数	1	1	0	2	2	2	0	0	8
合計		調査件数	266	2,442	327	802	290	267	70	47	4,511
		指摘件数	3	3	2	29	16	19	0	0	72

■No.5.特定事項の主な調査項目

各部共通	事務処理における内部統制の状況について
総合政策部	新・いわき市総合計画ふるさといわき21プラン実施計画について 自主広報事業のあり方について 地域における防災力の向上について
財政部	いわき市公共施設等総合管理計画について 市県民税の賦課に係るチェック体制について 固定資産税の賦課に係るチェック体制について
生活環境部	有害鳥獣駆除事業について 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進事業及びごみの減量について
保健福祉部	第4次いわき市障がい者計画改定について いわき市高齢者保健福祉計画について 生活習慣病予防対策の取組みについて
こどもみらい部	公立保育所の耐震化について 母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務について
農林水産部	第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金について イノシシ被害対策に関する取組みについて 財産区における財産管理について

※特定事項 ①財務事務において、No.1収入事務からNo.4の財産管理事務のいずれにも該当しない項目
②財務事務以外の一般行政事務を主眼とした項目

意見又は要望とした事項

定期監査の過程で一般行政事務処理等の改善に向けた取組みや検討、事務執行にあたっての提言、提案が必要と認められ、意見又は要望を付した事項については次のとおりです。

No.	意見対象部課等		意見又は要望とする事項
1	総合政策部	ふるさと発信課	自主広報事業のあり方について
2	財政部	施設マネジメント課	いわき市公共施設等総合管理計画について
3	保健福祉部	保健所	生活習慣病予防対策の取組みについて
4	こどもみらい部	こどもみらい課	保育所の耐震化について
5	こどもみらい部	こども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務について
6	農林水産部	農業振興課	第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金について
7	農林水産部	農業振興課	イノシシ被害対策に関する取組みについて
8	農林水産部	林務課	財産区における財産管理について

(参考) これまで意見又は要望とした事項で未措置のもの

平成 28 年度までの定期監査等において意見又は要望を付した事項のうち、未措置となっているものは次のとおりです。

No.	年度	意見対象部課等		意見又は要望とする事項
1	H24	総務部	総務課	内部統制機能の整備について
2	H24	総務部	総務課	地方自治法施行令第 2 号を適用した随意契約について
3	H28	産業振興部	商業労政課	勿来勤労青少年ホームの将来的な施設のあり方について（財政援助団体等監査）
4	H28	市民協働部	市民課	コンビニエンスストアでの証明書交付サービス開始に合わせた行政事務の効率化について
5	H28	市民協働部	国保年金課	いわき市高額療養費貸付基金による貸付制度の必要性について

■ 行政監査（平成29年9月19日～平成30年2月15日）

1 概要

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、普通地方公共団体の事務の執行について、監査委員が必要と認める場合に行う監査であり、市の事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか監査する。

2 監査のテーマ

「市が関与する任意団体の事務管理について」

3 監査の目的

市が関与する任意団体における適正な事務執行を促進し、事件事故を未然に防止する観点から、団体事務の執行体制や管理体制がどのように機能しているかなどについて検証するものとする。

4 監査の対象

平成28年度において市から補助金等を受けている団体のうち、所管部課等に事務局があり、かつ複数年度に渡って継続している等の要件を満たした団体。（総合政策部ふるさと発信課所管 いわき市行政嘱託員（区長） 連合協議会 外46団体）

5 監査の結果

(1) 調査票による検証について

市が事務局を担当する任意団体160団体のうち、47団体について、調査票による現状把握を行った。

(2) 抽出団体の事務の執行状況について（10団体）

① 会計規程の整備について

団体事務の透明性・公平性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。

② 団体事務と市の業務との混同について

事務を担当する職員においては団体事務なのか市の業務なのかを意識して事務を執行する必要がある。

(3) その他

① 任意団体における事務改善について

実地調査の対象とならなかった他の団体の事務を所管する部課等においても、適正かつ効率的に団体の事務が行われるよう検証されたい。

② 団体のあり方等の検討について

社会情勢の変化に伴う設立意義の希薄化や実施事業の形骸化等も考えられることから、各所管部課等において、その支援の必要性、団体のあり方等について、定期的に検討していく必要があると思われる。

■ 工事監査（平成 29 年 11 月 29 日～平成 30 年 2 月 15 日）

1 概要

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、市が発注した工事が予算の目的に沿って計画通りに実施され、技術面からも工事が適正に行われているか監査する。

※技術面に関する調査委託先：「協同組合 総合技術士連合」

2 監査の対象工事及び契約金額

久之浜震災復興土地地区画整理事業橋梁架替工事（関連工事及び委託を含む。）

契約金額 1,108,762,560 円

3 監査の対象年度

平成 25 年度～平成 29 年度

4 監査の結果

監査の結果、本工事における設計及び積算内容は、妥当かつ適正であったほか、施工管理及び関係図書等の整備も受注業者を含めて概ね良好であり、工事の進捗状況についても、概ね順調に推移していることが確認された。また、財務に関する事務等の処理状況は、概ね適正であると認められた。

■ 監査事例説明会

1 目的

財務事務を中心として事務処理誤りが発生しやすい事例について、定期監査等の結果や指摘事例などを基に改めてその発生原因を理解し、同様の誤りの未然防止や事務処理の改善を図り、適正な事務の執行に資する。(平成 27 年度から実施)

2 対象者

文書取扱責任者（課長補佐）及び係長

3 実施日及び参加人数

第 1 回 平成 29 年 5 月 11 日 107 人

第 2 回 平成 30 年 1 月 30 日 77 人

4 説明内容

- (1) 監査の概要
- (2) 監査における指摘事例集
- (3) 直近の監査結果

5 参加者のアンケート集計結果

- (1) 説明会が有意義と回答した参加者
第 1 回 81.0% (85人/105人) 第 2 回 77.9% (60人/77人)
- (2) 説明内容が理解できたと回答した参加者
第 1 回 71.4% (75人/105人) 第 2 回 90.9% (70人/77人)
- (3) 各職場でミス防止するための方策について（自由記載）
 - ・ マニュアルを作成し、注意点を洗い出し、気をつける。
 - ・ 条例・規則・要綱と照合し、事務執行を行う。
 - ・ 担当 1 人に任せるのではなく、複数人での入念なチェック体制をさらに強固にし、ミスのない事務処理の執行をしていきたい。
 - ・ 指摘の多いもの等について、事務におけるチェックリストを作成し、共有及びミス防止の意識徹底を行う。
 - ・ 1 つの事務を特定の職員しか分からないということがないよう、担当事務のローテーション等を実施する。
 - ・ 説明会資料を、業務の際確認しながら活用したい。

平成29年度 監査等実施日程

監査等の種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当	
定期監査	総合政策部						21			22				1係	
	財政部					17				22				2係	
	生活環境部								17	22				2係	
	保健福祉部								17	22				1係	
	こどもみらい部								17	22				1係	
	農林水産部	13			13									1係	
	議会議務局	13		23										2係	
	農業委員会事務局	14		23										2係	
	随時監査(工事監査)									29			15		1係
	行政監査												15		2係
例月現金 出納検査	一般・特別会計・基金	26	25	27	26	29	26	26	28	26	25	20	27	1係	
	企業会計	25-27	24-26	26-28	24-27	28-30	25-27	25-27	22-28	25-27	24-29	19-21	26-28	2係	
決算審査	一般・特別会計、 基金、湯本財産区				14	17								1係	
	企業会計		3		3									2係	
健全化判断比率等審査					14	17								1・2係	
監査事例説明会			11								30			1・2係	